

7 修理第50020号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は 名 称	富士フイルムメディカルサービスソリューション株式会社
事業所の 所 在 地	愛知県名古屋市中区栄一丁目12番17号 富士フイルム名古屋ビル 9 階
事業所の 名 称	富士フイルムメディカルサービスソリューション株式会社 名古屋サービスセンター
修理区分	動物用医薬品等取締規則第136条第 2 号の区分
許 可 の 有効期間	令和 7 年10月27日から 令和12年10月26日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和 7 年10月27日

農林水産大臣 鈴木 憲和

農林水産省指令 7 海消第349号

東京都港区西麻布 2 丁目26番30号
富士フィルムメディカルサービスソリューション株式会社
代表取締役 九々 佳則

令和 7 年 7 月18日付けで申請のあった動物用医療機器の修理業の許可の申請については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり許可する。

令和 7 年10月27日

農林水産大臣 鈴木 憲和

記

許可番号 7 修理第50020号

事業所の
所在地 愛知県名古屋市中区栄一丁目12番17号
富士フィルム名古屋ビル 9 階

事業所の
名称 富士フィルムメディカルサービスソリューション株式会社
名古屋サービスセンター

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第 2 号の区分